

第16号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第六条第三項中「教育委員会が」を「委員会が」に改める。

第七条の次に次の二条を加える。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第七条の二 委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第一号にあつては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する部署以外の部署に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）次のア及びイに定める時間

ア 一年において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

イ 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

二 一年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となつた職員 次のアからウまでに定める時間及び月数

ア 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となつた日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数

ウ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において前号アに定める時間及び当該期間の月数に

三十を乗じた時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 一月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

イ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

ウ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間

エ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

2 委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと委員会が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

3 委員会は、前項の規定により、第一項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、委員会が定める。

第十四条の五第二項及び第六項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条の二第一項第三号ウの規定の適用については、同号ウ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第五条 (略) (休憩時間)	第一条～第五条 (略) (休憩時間)
第五条の二 (略) 2～3 (略)	第五条の二 (略) 2～3 (略)
4 委員会は、前項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。	4 教育委員会は、前項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。
第六条 (略) 2 (略)	第六条 (略) 2 (略)
3 条例第九条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第一項第二号又は第三号に掲げる勤務（同号に掲げる勤務にあっては、同項第一号に掲げる勤務に準ずるものとして委員会が定める勤務を除く。）を命じようとする時間帯に、当該勤務に從事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ぜることができない場合とする。	3 条例第九条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第一項第二号又は第三号に掲げる勤務（同号に掲げる勤務にあっては、同項第一号に掲げる勤務に準ずるものとして教育委員会が定める勤務を除く。）を命じようとする時間帯に、当該勤務に從事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ぜることができない場合とする。
4 (略)	4 (略)
第七条 (略) <u>(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u>	第七条 (略) <u>(新設)</u>
第七条の二 委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第一号にあつては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。	第七条の二 委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第一号にあつては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

- 一 第三号に規定する部署以外の部署に勤務する職員(次号に掲げる職員を除く。) 次のア及びイに定める時間
- ア 一月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間
イ 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間
- 二 一年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員 次のアからウまでに定める時間及び月数
- ア 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間
イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となつた日から当該日が属する月の末日までの期間(以下「特定期間」という。)
において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数
- ウ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において前号アに定める時間及び当該期間の月数に三十を乗じた時間
- 三 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
- ア 一月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満
イ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間
ウ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たりの平均時間について八十時間
エ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

2 委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと委員会が認めるものをいふ。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

3 委員会は、前項の規定により、第一項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるとときは、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六ヶ月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関する必要な事項は、委員会が定める。

第八条～第十四条の四 （略）
(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

第十四条の五 （略）

2 退職後引き続き（退職後委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により再任用職員となつた職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）の当該採用され

第八条～第十四条の四 （略）
(再任用職員等に関する年次有給休暇の特例)

第十四条の五 （略）

2 退職後引き続き（退職後教育委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により再任用職員となつた職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）の当該採用され

た年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例（平成十三年三月文京区条例第四号）第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする。	3～5　（略）	3～5　（略）
6　前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、 <u>委員会</u> が定める。 第十五条～第三十三条　（略）	6　前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関する事項は、 <u>教育委員会</u> が定める。 第十五条～第三十三条　（略）	付　則 <u>（施行期日）</u> 1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2　この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間ににおけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条の二第一項第三号ウの規定の適用については、同号ウ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例（平成十三年三月文京区条例第四号）第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする。

6　前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、委員会が定める。
第十五条～第三十三条　（略）

付　則
（施行期日）
1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間ににおけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条の二第一項第三号ウの規定の適用については、同号ウ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。